

## ダスキンヘルスレント和歌山ステーション 運営規程

### 指定福祉用具貸与、指定介護予防福祉用具貸与事業

#### (事業の目的)

第1条 丸長商事株式会社が設置するダスキンヘルスレント和歌山ステーション(以下「事業所」という。)が実施する指定福祉用具貸与事業及び指定介護予防福祉用具貸与事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の専門相談員(介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、又は厚生労働大臣が指定した専門相談員講習会修了者(以下「専門相談員」という。))が、要支援、要介護状態にあるものに対し、適正な指定福祉用具貸与[指定介護予防福祉用具貸与]を提供することを目的とする。

#### (運営方針)

第2条 本事業の運営の方針は、以下のとおりとする。

事業所の専門相談員は、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、要支援、要介護者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえ、適切な指定福祉用具[指定介護予防福祉用具]の選定の援助、取り付け、調整等を行い、利用者の日常生活上の便宜を図り、利用者を介護する者の負担軽減を図るものとする。(指定介護予防福祉用具貸与においては、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものとする。)

2 事業の実施にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市区町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、医療機関、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携を図り、総合的なサービスの適用に努めるものとする。

4 常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する指定福祉用具[指定介護予防福祉用具]を貸与すること。

5 提供する指定福祉用具[指定介護予防福祉用具]貸与の質の評価を行い、常にその改善を図ること。

6 前5項のほか、「和歌山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成24年条例第46号)、「和歌山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」(平成24年条例第50号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

#### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 ダスキンヘルスレント和歌山ステーション

(2) 所在地 和歌山県和歌山市和歌浦東4-3-5

#### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 本事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定福祉用具貸与[指定介護予防福祉用具貸与]事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 専門相談員 4名(常勤 4名、非常勤 0名)  
専門相談員は、福祉用具サービス計画(指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与)の作成・変更等を行い、サービスの提供において、利用者に対し福祉用具が適切に選定され、且つ使用されるよう以下のことを行う。

1) 福祉用具に関する相談援助、2) 福祉用具の機能、安全性、衛生状態等の点検、  
3) 利用者の身体の状況等に応じた福祉用具の選定、4) 福祉用具の使用方法的指導

#### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月～土及び祝(日曜日、12/31及び1/1～1/3は定休日)

(2) 営業時間 午前9時～午後6時  
ただし、電話等により、24時間対応可能な体制をとる。

(指定福祉用具貸与[指定介護予防福祉用具貸与]の提供方法、取扱種目)

第6条 事業所で行う指定福祉用具貸与(指定介護予防福祉用具貸与)の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

(1)指定福祉用具貸与[指定介護予防福祉用具貸与]の提供にあたっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて選定し、使用できるよう専門的知識に基づき、使用方法の指導、留意事項、故障時の対応等に関する情報等を説明し、利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(2)福祉用具の提供にあたっては、機能、使用方法、安全性、衛生状態等の点検を行う。

(3)利用者の被保険者証により認定の有無や有効期間を確認する。また、既に認定審査会意見があるときには、それに配慮する。

2 事業所は、正当な理由なく指定福祉用具貸与[指定介護予防福祉用具貸与]の提供を拒まない。

3 本事業所において取り扱う福祉用具の種目は、厚生労働大臣の定める全種目とする。

4 貸与・購入の選択制の商品については利用者に必要な情報提供と提案を行う。

(利用料等)

第7条 指定福祉用具貸与[指定介護予防福祉用具貸与]を提供した場合の利用料の額は、別添料金表によるものとする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定福祉用具貸与[指定介護予防福祉用具貸与]に要した交通費は、事業所から通常の事業の実施地域を越えて1kmにつき1,000円とする。

3 福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合に要する費用については、実費とする。

4 前3項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

5 指定福祉用具貸与[指定介護予防福祉用具貸与]の提供に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実地地域は、和歌山市 海南市 有田市 岩出市 紀の川市 紀美野町 有田川町 湯浅町 広川町とする。

(衛生管理)

第9条 従業者の清潔の保持と健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めることとする。

2 回収した福祉用具については、適切な方法により速やかに消毒を行い、既に消毒が行われた福祉用具と、消毒が行われてない福祉用具とを区分して保管するものとする。

3 使用した福祉用具について、適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するために標準作業書を作成し、福祉用具の保管・消毒はその標準作業書に従って行うものとする。

4 一部の福祉用具については必要に応じて別紙業務委託契約書に記載の委託事業者の施設にて洗浄を行うものとする。

5 前項の事業者の、委託した業務の状況については、定期的に確認し、その結果を記録するものとする。

(苦情処理)

第10条 指定福祉用具貸与[指定介護予防福祉用具貸与]に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定福祉用具貸与[指定介護予防福祉用具貸与]に関し、法第23条の規定により市区町村が行う質問若しくは照会に応じ、市区町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うものとする。

4 事業所は苦情受付窓口を設置する。苦情が生じた場合は、直ちに相手方の連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、従業者全員で検討会議を行い、必ず具体的な対応を行う。また、苦情記録、その対応を保管し再発を防ぐ。

(事故発生時の対応)

第11条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市区町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行うものとする。

2 事業者は、事故の状況や事故に際して取った措置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講ずるものとする。

3 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

4 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(居宅介護支援事業者との連携)

第12条 事業者は、事業の実施に際し、居宅介護支援事業者(必要と判断される場合は、他の主治医、保険医療・福祉サービス提供者を含む)と連携し、以下の場合には必要な情報を提供することとする。

- (1) 指定福祉用具貸与の提供が終了したとき。
  - (2) 利用者がサービス計画の変更を希望し、それが適切と判断される場合。
  - (3) 次の理由により適切なサービス提供は困難と判断されるとき。
    - ①第8条に定める通常の事業の実施地域外の利用者で指定福祉用具貸与に対応できない場
    - ②利用者が正当な理由がなく従業者の指示に従わないため、指定福祉用具貸与の提供ができない場合。
    - ③その他止むを得ない理由により指定福祉用具貸与の提供ができないと判断した場合。
- 2 前項第3号②及び③の際に、利用者の要介護状態等の程度を悪化させたとき又は悪化させる恐れがあるとき、及び利用者に不正な受給があるとき等には、意見を付して当該市町村(一部事務組合及び広域連合を含む。以下、同じ)に通知することとする。

(利益供与の禁止)

第13条 事業者及びその従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者にサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(個人情報保護)

第14条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 サービス担当者会議において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得おくものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第15条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3カ月以内
  - (2) 継続研修 年6回
- 2 従業者に身分を証明する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示するものとする。
- 3 事業所は、従業員の就業環境を害する性的な言動や権力関係を背景とする言動を防止するための指針を策定し、従業員に周知徹底を図る。
- 4 事業所は、指定福祉用具[指定介護予防福祉用具]貸与に関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存するものとする。
- 5 都道府県及び市区町村、並びに国民健康保険団体連合会(以下、「都道府県等」という。)からの指導・助言に従って必要な改善を行う。また、都道府県等から求められた場合にはその改善の内容を都道府県等に報告する。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は丸長商事株式会社と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第16条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 サービス提供中に、当該事業所の従業者や利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

(業務継続計画)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時においても利用者に対するサービスを継続するために、業務継続計画を策定する。なお、当該計画については、従業員に周知徹底し、必要な研修及び訓練を定期的に行う。又、定期的に計画の見直しを行う。

(感染症対策)

第18条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、半年毎に対応を検討する対策会議を開催し、その結果を従業員に周知徹底を図るとともに、対応方針を整備する。又、従業員に対し、感染対策の研修及び訓練を定期的を実施する。

(暴力団排除)

第19条 事業所を運営する法人の役員及び事業所の管理者と従業員は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6項に規定する暴力団員をいう。)ではなく、また事業所の運営について暴力団員の支配を受けません。

附 則

この規程は、令和 7年 1月 1日から施行する。